

常任委員会

第40号議案・白石市職員の給与の臨時特例に関する条例から、第48号議案・白石市子ども・子育て会議設置条例までの計9議案について、定例会2日目（6月12日）の本会議で質疑が行われた後、所管の常任委員会に審査が付託されました。審査の中で議論されたおもな内容は次のとおりです。

総務財政常任委員会

委員長 四竜 英夫
副委員長 佐久間 儀郎
委員 伊藤 勝美・沼倉 啓介
平間 知一・安藤 佳生

〔質疑〕本市においては、集中改革プランを実行するなど、独自の歳出削減や定員管理をすでに実行している。
また、震災時の職員の奮闘を目の当たりにしている中で、今回この削減に踏み切るまでの経緯はどういったものがあつたのか。

◎第40号議案・白石市職員の給与の臨時特例に関する条例
国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31までの間ににおける職員の給与を減ずる措置を講ずるため、条例を制定いたしました。条例を制定いたそつとするものです。

〔答弁〕今回の削減要請に対し、市長等において強く抗議を行つてきた。また県内各市とも情報交換を行いながら検討を進めてきたが、「震災復興に、この財源を充てる」との大義名分があり、最終的にはやむを得ないと判断し至り、今回の基準の決断となつた。

〔質疑〕本市においては、国の地方交付税の減額分は約1億円となるが、新たに創設された地域の元気づくり事業費が約4千万円見込まれている。
以前からの行政改革による削減の効果をトータルすれば国が要請する金額ははるかに超えている。
〔質疑〕給与削減の方法として、一律に職員給与を削減している自治体と、級別に削減割合を設けている自治体があるが、本市において級別に実施した理由と今回の給与削減には一時金の削減も含まれているのか。

〔答弁〕本市は、1・2級は2.5%、3級は2.75%、4・5級は3.25%、6・7級は3.5%で、平均にすると3%の削減を考えている。

削減を決めてから県内の市には適用しないこととしている。また、今回の削減は、一時金には適用しないこととしている。

〔質疑〕国は自治体の人件費削減を反映させた一方で、引き替えに補助金を出すとの報道もあるが事実か。

〔答弁〕総務省からの情報では、「地方公務員給与費の臨時特例と緊急課題への対応」として、国から「全国防災事業費」、「地域の元気づくり事業費」により、全国的に8千523億円が見込まれている。

建設産業常任委員会

委員 鴻谷 政義・管野 恭子
副委員長 志村 新一郎
委員 保科 惣一郎・大野 栄光

◎第44号議案・白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例

本市へ工場等を新規立地または増設する企業に対し、奨励金の交付等の優遇制度を実施しているところであるが、

〔質疑〕現行制度において指定の取り消し要件は、事業を廃止し、又は6ヶ月以上休業したときであると規定しており、その期間を定めていないことにより、永久的に奨励金の返還義務が生じるため、今回改正することにより、基準を緩和するものである。

改正し、加えて、本条例の効力に係る経過措置を追加するものです。

〔質疑〕今までに企業立地奨励金等の交付対象となつた企業は何社くらいあるのか。

〔答弁〕奨励金の交付対象となつた企業は4社であり、今後操業を予定している2社も奨励金の交付対象となる。

本条例は環境整備を立地促進のための環境整備を図るため、条例の一部を改正いたしました。そのうとをするものである。

おもな改正点としては、指定の取り消し等の要件となる事業廃止期間を事業開始の日から10年を経過する日までと

